

記事提供：日本年金機構 年金事務所  
全国健康保険協会 茨城支部

発行：一般財団法人 茨城県社会保険協会  
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F  
TEL.029-226-8005

# 社会保険

# いばらき

## 8

令和4年10月から短時間労働者の適用拡大・育休免除等の見直しが行なわれます

2022 August  
NO.529

- 健康経営に取り組みましょう
- ジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りします
- 「定期健康診断結果」をご提供ください
- 9月の出張年金相談



ひまわり畑（撮影：ひたち海浜公園（ひたちなか市））：日本写真家協会会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

## 令和 4 年 10 月から短時間労働者の適用拡大・育休免除等の 見直しが行われます

### ◎ 短時間労働者の適用拡大

#### ○ 特定適用事業所要件の見直し

現在、厚生年金保険の被保険者数が501人以上の事業所で働く短時間労働者（週20時間以上の労働等、一定の要件を満たすものをいう。以下同じ）は、健康保険・厚生年金保険の適用対象となっておりますが、令和4年10月からは、被保険者数が101人以上の事業所で働く短時間労働者も、健康保険・厚生年金保険の加入が義務化されます。さらに、令和6年10月からは、51人以上の事業所で働く短時間労働者も対象となります。

#### ○ 短時間労働者の勤務期間要件の撤廃

健康保険・厚生年金保険の適用対象となる短時間労働者の要件について、「勤務期間1年以上」の要件が撤廃されます。令和4年10月から以下の条件に全て該当する方が新たに適用対象となります。

#### 適用対象の短時間労働者

- 全ての条件に  
該当する方
- 週の所定労働時間が20時間以上
  - 月額賃金が8.8万円以上
  - 2カ月を超える雇用の見込みがある
  - 学生ではない

#### ○ 必要な手続き

令和4年10月から新たに特定適用事業所となる事業所について、必要な準備は以下のとおりです。

##### (1) 新たに被保険者となる短時間労働者の把握

短時間労働者で、被保険者となっていない従業員等の労働条件を確認する必要があります。

##### (2) 従業員への説明(※)

これまで配偶者の扶養範囲内で労働条件を抑えて働いていた従業員等へ、令和4年10月以降は労働条件によって社会保険の被保険者となることを説明していただく必要があります。

##### (3) 令和4年10月以降の資格取得届の準備

(1)、(2)の確認の結果、新たに被保険者となる従業員に対する資格取得の届出を、令和4年10月から行っていただくこととなりますので、可能な場合は事前に作成等をお願いします。

※ 法律改正に伴う制度内容の変更点も含め、社会保険加入のメリットやそれに伴う働き方の変化の必要性について、事業主が従業員に説明することはとても大切です。社会保険加入のメリット等は厚生労働省ホームページ「適用拡大特設サイト」をご確認ください。

## ◎ 適用事業所の範囲の見直し（土業の適用業種追加）

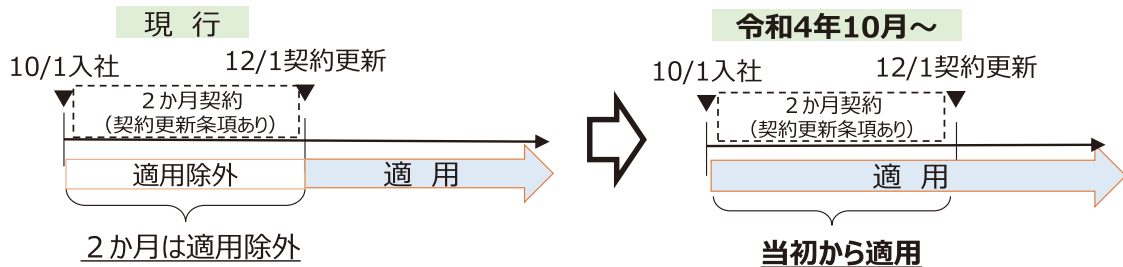
令和4年10月から常時5人以上の従業員を雇用している土業の個人事業所については、健康保険・厚生年金保険の強制適用事業所となり、対象となる従業員の方を被保険者にする必要があるため、新規適用届、被保険者資格取得届等の届出が必要になります。

### ・適用の対象となる土業

弁護士、沖縄弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、公証人、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、海事代理士、税理士、社会保険労務士、弁理士

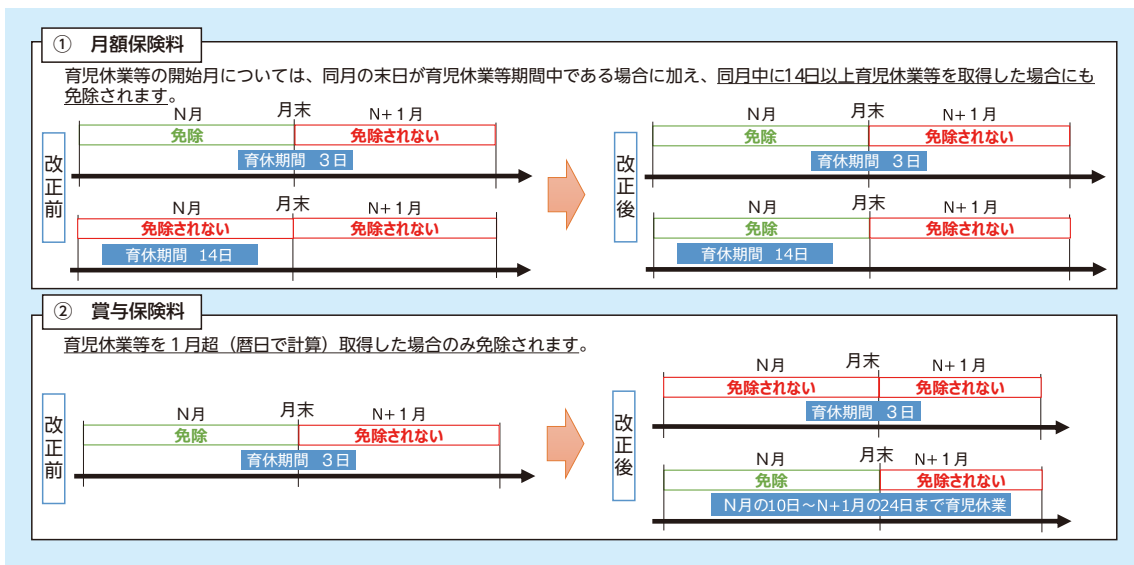
## ◎ 被保険者の適用要件（雇用期間が2か月以内の場合）の見直し

2か月以内の期間を定めて雇用される場合は、健康保険・厚生年金保険の適用除外となりますが、令和4年10月からは、「就業規則、雇用契約書等においてその契約が更新される、または更新される場合がある旨明示されている」または「同一事業所内において同様の雇用契約に基づき雇用されていた者が、更新等により最初の雇用契約の期間を超えて雇用された実績がある」場合は、2か月以内であっても、雇用期間の当初から健康保険・厚生年金保険に加入となります。



## ◎ 育児休業等期間中の保険料の免除要件の見直し

令和4年10月から短期間の育児休業等を取得した場合の対応として、育児休業等の開始月については、同月末日が育児休業期間中である場合に加え、同月中に14日以上育児休業等を取得した場合にも、保険料が免除されます。賞与保険料は、1か月を超える育児休業等を取得した場合に免除されます。



詳しくは **日本年金機構のホームページ** (<https://www.nenkin.go.jp/>) をご覧いただくか **年金加入者ダイヤル** (0570-007-123 (050で始まる電話でお掛けになる場合は03-6837-2913))

又は **お近くの年金事務所** へお問い合わせ下さい。

## 協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

### 従業員の元気は会社の元気！ 健康経営®に取り組みましょう

健康増進の推進として、健康経営®に取り組んでいる事業所を認定する制度があります。協会けんぽ、県、国の認定を目指し、一緒に取り組みませんか？

#### 健康経営®とは？

経営者が従業員の健康を重要な経営資源として捉え、健康増進に積極的に取り組む企業経営スタイルです。

(「健康経営」は NPO 法人健康経営研究会の登録商標です。)

従業員の健康は、会社の重要な経営資産です。会社全体で社員の健康づくりに取り組みましょう！

#### ー 社員が健康になるメリット ー



企業イメージの向上



欠勤率・離職率の減少



けがや労災の減少



生産性の向上



優秀な人材の確保

#### 企業の健康づくり認定制度のご案内

申請期間や詳細は各ホームページをご覧ください。

#### ステップ①【協会けんぽ】健康づくり推進事業所認定制度

協会けんぽ茨城支部では、企業の健康づくりをサポートしています！何から取り組みばいいかわからない、そんな事業所さまは「健康づくり推進事業所」に宣言することからはじめてみましょう。

認定を受けると、健康測定機器の無料レンタルや健康セミナーなど特典がたくさん受けられます！

認定事業所数

**864社**

(令和4年6月末時点)

＼特典がいっぱい／

健康づくり推進事業所の  
宣言

ヒアリング

評価結果のフィードバック

認定

#### ステップ②【県】いばらき健康経営推進事業所認定制度

茨城県では、従業員の健康に配慮した取り組みや企業経営を実施している企業を認定し、働く世代の健康増進を推進しています。

※認定を受けるためには、協会けんぽ茨城支部の健康づくり推進事業所の認定を受けていることが条件です。



認定事業所数

**180社**

(令和4年3月時点)

＼認定ロゴを使ってアピール／

茨城県へ申請

(協会けんぽ加入事業所の受付窓口は協会けんぽ)

認定審査

認定

#### ステップ③【国】健康経営優良法人

経済産業省では、優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等を顕彰しています。

※認定を受けるためには、協会けんぽ茨城支部の健康づくり推進事業所の認定を受けていることが条件です。

認定事業所数

【大規模法人部門】

【中小規模法人部門】

**2,299社**

**12,255社**

(健康経営優良法人2022)

＼年々増加しています／

事務局へ申請

認定審査

認定

## 4人に3人が選択しています ジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りします

先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合の、自己負担軽減可能額等をお知らせします。  
協会けんぽでは、加入者の皆さまのお薬代の負担軽減や健康保険財政の改善につながることから、ジェネリック医薬品の普及を推進しています。

### 【お知らせをお送りする方】

- 主に生活習慣病や慢性疾患などの先発医薬品を長期間服用されている方
  - お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方
- ※すべての加入者さまに通知されるものではありません。

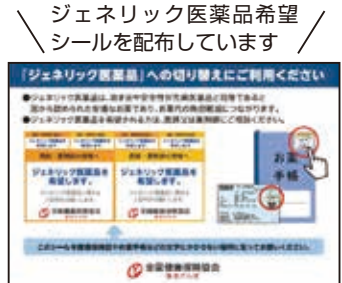
### 【送付時期と送付先】

令和4年8月下旬に加入者（被保険者）の方の住所へ直接送付いたします。

### 【ジェネリック医薬品ってどんな薬？】

<p><b>安心</b></p> <p>効き目や安全性が、先発医薬品と同等であると国から認められたお薬です。</p>	<p><b>安価</b></p> <p>先発医薬品の有効成分を利用しているため、安くなる場合があります。</p>	<p><b>改良</b></p> <p>大きさを小さくしたり、服用しやすい味・形に改良されています。</p>
--	--	--

※現在一部のジェネリック医薬品で供給不足や欠品が生じており、切り替えを希望しても難しい場合があります。切り替えを希望される方は、医療機関や薬局とよくご相談ください。



## 【事業主さまへ】生活習慣病予防健診を受診しない場合は・・・ 「定期健康診断結果」をご提供ください

ご提供 いただきたい方	40歳以上の協会けんぽに加入している被保険者（お勤めされているご本人）さま かつ 生活習慣病予防健診を受診されない方
----------------	--

※生活習慣病予防健診利用者の健診データは、健診機関から協会けんぽに直接提供されるため、生活習慣病予防健診を受診されている方、または受診予定の方の**健診結果の提供は不要**です。

### 提供の流れは簡単

**1 同意書をご提出ください**

同意書はホームページからダウンロードいただけます。

協会けんぽ茨城 同意書 検索

➔

**2 協会けんぽが健診機関へ  
手続します**

※健診機関がデータを作成できない等の理由により、事業主さまに健診結果の写し等をお願いする場合があります。

健診結果の提供依頼

健診結果データ

### ご提供いただくこんなメリットが 健康サポートを無料でご利用いただけます！

保健師・管理栄養士が無料の健康相談を行っています。健康づくりをお手伝いします。

### 健康経営の取組に！

国の「健康経営優良法人」の認定要件の一つに健診結果データの提供があります。健康経営の取組の第一歩となります。

### 健康保険料率の抑制につながります！

インセンティブ制度の評価指標のひとつです。皆さまの取組が健康保険料率に反映されます。

### Q 従業員の健診結果を提供することは個人情報 の問題はないの？

健診結果の提供は法律で義務付けられています。法令で規定されているため、個人情報の観点から事業主さまが法的な責任を問われることはありません。



【皆さまへお願い】協会けんぽへの各種申請手続きは郵送でお願いいたします！

**全国健康保険協会 茨城支部**  
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

〒310-8502  
水戸市南町3-4-57  
水戸セントラルビル

☎029-303-1500（代表）

申請書のダウンロードができます  
申請書の記入方法のポイントも公開中です！

協会けんぽ 茨城

検索

事業主の皆様へ、電子申請のご案内

## 社会保険手続きはインターネット経由が便利！

電子申請とは、紙や CD・DVD ではなく、インターネットを利用して申請・届出をする方法です。インターネットを経由するため、いつでも・どこでも手続きができます。

- 💡 **メリット その1**……24時間365日いつでも申請が可能です！
- 💡 **メリット その2**……インターネットを利用してどこからでも申請できます！
- 💡 **メリット その3**……申請する際の移動費、郵送費等のコスト削減が期待できます！

お問い合わせ先 **ねんきん加入者ダイヤル**

**0570-007-123** (ナビダイヤル)

050から始まる電話でおかけになる場合は **東京 03-6837-2913**

受付時間：月～金曜日 午前8時30分～午後7時 ※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～  
第2土曜日 午前9時30分～午後4時 1月3日はご利用いただけません。

日本年金機構ホームページに電子申請の利用手順を掲載しています。  
併せて利用手順の説明動画も掲載していますので、ぜひご覧ください。

## 出張年金相談のお知らせ

年金事務所による9月の出張年金相談の日時・会場は下記のとおりです。なお、相談にはどの会場も **事前の予約が必要**です。事前に該当の年金事務所へお電話のうえ、ご予約をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、一部の相談会場では規模を縮小したり、急きょ中止となる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

### 9月の出張年金相談

年金事務所 予約先電話番号	日 時	会 場
水戸北年金事務所 029 (231) 2283	8日(木) 10:00～15:00	常陸太田市役所
	13日(火) 10:00～14:00	大子町役場
水戸南年金事務所 029 (227) 3278	8日(木) 10:00～14:30	鹿嶋市商工会本所
	27日(火) 10:30～14:30	神栖市商工会波崎支所
土浦年金事務所 029 (825) 1170	1日(木) 10:00～15:00	取手市商工会館
	16日(金) 10:00～15:00	龍ヶ崎市地域福祉会館
下館年金事務所 0296 (25) 0829	8日(木) 10:00～14:00	常総市商工会水海道事務所
	21日(水) 10:00～14:30	古河商工会議所
日立年金事務所 0294 (24) 2193	20日(火) 10:00～14:00	高萩市役所

※相談を受ける際には、運転免許証や住民基本台帳カードなどの顔写真付きの身分証明書をご持参ください。お持ちでない場合には、年金手帳または年金証書、健康保険証及び預金通帳など本人であることが確認できる書類を2つ以上提示していただきます。また、本人以外の方が相談される場合は委任状等が必要になりますので、事前に各年金事務所お客様相談室へお問い合わせください。